

平成 28 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社サイゼリヤ  
代表者名 代表取締役社長 堀埜 一成  
(コード番号 7581 東証第一部)  
問合せ先  
経営企画室長兼財務部長 潮田 淳史  
(TEL 048-991-9611)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 12 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 11 月 29 日開催予定の第 44 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本制度の導入は、本日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」のとおり、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として、既存の金銭報酬額とは別枠で支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 21 年 11 月 27 日開催の第 37 期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 500 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該報酬額とは別枠で、ストックオプション報酬額は年額 200 百万円以内としております。）とご承認をいただき今日に至っております。本株主総会におきまして、監査等委員会設置会

社への移行に伴い、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬額の新設についても付議させていただく予定です。

## 2. 本制度の概要

本制度においては、当社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするために譲渡制限付株式報酬として金銭報酬を支給することができ、当該譲渡制限付株式報酬を支給された各対象取締役は、当該金銭報酬に係る金銭報酬債権（但し、単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。）を当社が新たに発行し又は処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により払込み、当該発行又は処分される当社の普通株式を引き受けるものといたします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 200 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年 100,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第 1 部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「割当株式」といいます。）について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には当社が当該割当株式を無償取得すること、③（必要に応じて）割当株式の譲渡制限に関し、一定の事由を解除条件とすること（当社の取締役会においてあらかじめ決定した業績達成度に応じて割当株式の全部又は一部について譲渡制限を解除することを含みます。）等が含まれることといたします。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上